

# 阪急嵐山駅周辺イベント2020（仮称）企画運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

阪急嵐山駅周辺イベント2020（仮称）企画運営業務

## 2 背景・目的

京都市では、一部観光地への観光の集中化が全市的な課題となっている。京都市産業観光局が実施した令和元年度の京都観光総合調査の結果では、日本人観光客の訪問先として、嵯峨嵐山周辺（右京区）が23.2%であるのに対し、近接する松尾・桂周辺（西京区）では4.3%にとどまっている。

そのため、区内外から広く人が集まる阪急嵐山駅周辺で西京区の魅力を発信するイベントを実施し、西京区への観光客増加と観光分散化を促進するとともに、周辺住民、団体との協働により地域への愛着を育み、地域の活性化を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光や外出から遠のいていた区内外の方に、感染拡大に注意を払いながら、「屋外へのおでかけ」の機会を創出する。

## 3 業務の内容

以下の各号の業務を行うこと。

### (1) 阪急嵐山駅周辺イベント2020（仮称）の企画運営

ア イベントの名称は、受託業者で提案すること。

イ 開催日は、令和2年11月28日（土）、11月29日（日）、12月12日（土）、12月13日（日）の4回開催すること。その他、詳細については事前に西京区役所と協議し、決定すること。

ウ メイン会場には、阪急嵐山駅前のオープンスペースを利用すること。

エ 来場者がメイン会場に留まらず、嵐山駅周辺を回遊するような仕組みを盛り込むこと。

オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限配慮したイベント実施に努めること。  
（参考）別表ガイドライン

カ 飲食ブースや体験型ブース等は西京区の魅力発信につながるよう企画、運営すること。出店する飲食店等（新型コロナウイルスの感染予防対策について適切に取り組んでいる飲食店等に限定）の開拓は受託業者が行うこととするが、西京区役所と事前に調整すること。また、イベント実施に係る模擬店の届出等の手続きについても受託業者が行うこと。

キ 出店する飲食店等のブースについて、当日、紹介・宣伝するほか、イベント実施以降も継続的にPRできる方法に努めること。

ク 会場内で西京区を宣伝するブースを設け、西京区役所が提供する資料等の配布や西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」の活用等により西京区のPRを行うこと。

ケ 近隣自治体も参加できるブースを設けるなど、近隣都市を含めた広域エリアでの観光PRができるようにすること。

コ イベントの企画については、区外・市外の観光客のほか、西京区民も楽しめ、かつ西京区の魅力を分かりやすく発信できるような内容になるよう考慮すること。

サ イベント実施にあたり、地元住民・団体も参加しやすく、町おこしに繋がるような

仕組みを検討すること。

シ 会場設営に当たっては、強風には特に注意すること。

ス 交通整理を行うなど安全対策に努めること。

セ 周辺住民に配慮し、大音量のステージパフォーマンスや出店等の企画は避けること。

ソ 会場のごみ収集及び廃棄を行うこと。

## (2) 広報活動の企画及び実施

ア 阪急嵐山駅周辺イベント2020（仮称）の概要を記し、別添「ポスター及びチラシの作成に関する仕様書」の仕様を満たしたポスター及びチラシ（以下「ポスター等」という。）を作成すること。

なお、広報発表は令和2年10月16日（金）に実施する予定である。

イ 仕様書に記載するポスター等の部数について、紙媒体以上に効果的な広報活動が実施できる場合に限り、部数を変更することができる。

ウ ポスター等は、全国の旅行者及び宿泊施設等の観光関連業者、各種情報誌、ウェブサイト（SNS等）、公共交通機関等に提供するなど効果的な広報を図ること。

## (3) 集客対策の実施

(2)の広報活動以外に、来場者の増加に資する仕掛けがあれば実施すること。

## (4) 運営体制の確保

ア 開催中は誘導員等のスタッフを十分に配置し、安全かつ確実に業務遂行できる体制を備えること。

イ 当日のスタッフ数、配置場所等は、事前に西京区役所に提示し、了解を得ること。

ウ 必要に応じて、人止め柵の設置、撤去等を行うこと。

## (5) 業務の取りまとめ

ア 収支決算、実施内容、当日の写真等を含む実績報告書を作成すること。

イ 飲食店等のブース出店者等へアンケートを実施し、意見を聴取すること。

ウ イベント実施後に行う関係者会議において、実績報告書を用いて実績を報告すること。

## (6) その他

ア 電気工事及び会場設営等業務は、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼すること。

イ 開催場所での法令（道路占有許可、火災予防条例、模擬店の開設届等）に関する届出を行うこと。

ウ 本業務に必要な物品等は受託業者が用意すること。

エ 西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけによん」を企画や広報等で活用すること。

オ 本業務終了後、速やかに設置物の撤収を行うこと。

カ 前述のほか、効果的な業務の提案があれば、提案すること。

キ 契約後、速やかにスケジュール等の詳細を業務計画書に取りまとめ、西京区役所と協議すること。

ク 実施に当たっては、西京区役所と十分に打合せのうえ、連携して実施すること。

#### 4 成果物

受託者は、本業務完了後に以下の書類を収めた電子記録媒体を1部、西京区役所に提出すること。ただし、実績報告書は書面でも提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 当日の記録写真
- (3) ポスター、チラシ等広報活動で作成したもの

#### 5 特記事項

ア 上記の他、本仕様書に明示されていない事項について、業務の性格上必要と認められるものは、西京区役所と受託者との協議を行い決定する。

イ 西京区役所は、災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等、やむを得ない事情がある時に、阪急嵐山駅周辺イベント2020（仮称）の中止を求めることができる。その場合、既に履行した業務に係る経費については、西京区役所と協議のうえ、委託費として支払う。

(別表)

- (1) 業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200713> (内閣官房ホームページ)

- (2) より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）

<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf> (京都市観光協会ホームページ)

- (3) 京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」

[https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline\\_rei\\_200618.pdf](https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_200618.pdf) (京都府ホームページ)

# ポスター及びチラシの作成に関する仕様書

## 1 掲載内容及びデザイン

ポスター及びチラシ（以下「ポスター等」という。）は阪急嵐山駅周辺イベント2020（仮称）（計4回分）をまとめて一つのポスター等に掲載し、作成すること。

また、ポスター等のデザインは、西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」の画像を使用し、イベントを効果的に発信できるデザインとすること。

なお、たけにょんの画像は、以下のサイトからダウンロードできる。

たけにょん画像 <https://www.city.kyoto.lg.jp/nisikyo/page/0000164217.html>

## 2 記載事項

(1) ポスター等に共通して記載する事項は、次のとおりとする。

ア 事業名

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 会場周辺図

オ 主催

カ 後援

キ 問合せ先

ク 京都市紋章と京都市ロゴタイプ

ケ その他受託者が企画するイベント内容に関する事項

(2) 公共交通機関の利用を促す旨を記載すること。また、会場周辺図には以下の事項を記載すること。

ア 会場周辺の公共交通機関の位置

イ ランドマークとなる建物等

ウ 主要な道路

(3) (1)キの問合せ先は、次のとおりとする。

京都市西京区役所地域力推進室 企画担当

TEL 075-381-7158

## 3 ポスターの細則

次に掲げる事項を満たすポスターを50部以上作成すること。

(1) B2縦片面カラー印刷で、コート紙（110k）を使用すること。

(2) 以下の事項を必ず記載すること。

ア 発行：西京区役所地域力推進室

イ 京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号

ウ 発行年月：令和2年10月

## 4 チラシの細則

次に掲げる事項を満たすチラシを1,000部以上作成すること。

- (1) A4カラー印刷で、コート紙（90k）を使用すること。ただし、チラシに記載する情報量に応じて両面印刷も可とする。
- (2) 以下の事項を必ず記載すること。
  - ア 発行：西京区役所地域力推進室
  - イ 京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号
  - ウ 発行年月：令和2年10月

## 5 ポスター等の納期及び納品先等

ポスター等の納期は、令和2年10月15日（木）とし、ポスター等の納入場所は西京区役所地域力推進室とする。

## 6 校正

校正は、特段、上限を設けないものとする。